

携帯電話の販売についてのお願い

平素より、本県児童生徒の健全育成に対し、多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の携帯電話の急速な普及は、大きな利便性をもたらす一方、出会い系サイト等の有害な情報が大きな社会問題となっており、早急な対策が求められています。

こうした中、本県でも小学校低学年からの携帯電話の所持が年々増加しており、岡山県教育委員会では、別紙のとおり、携帯電話の取り扱いに関する指導指針を定め、岡山県都市教育委員会教育長協議会をはじめ、岡山県町村教育長会や岡山県PTA連合会、岡山県高等学校PTA連合会と共に、この指導指針の徹底に努めていく所存であります。

しかしながら、こうしたことは、学校、家庭の取組だけでは十分ではなく、是非とも、携帯電話事業者の御協力を賜りたいと考えています。

携帯電話事業者の皆様におかれましては、子ども用機種種の提供や携帯電話の正しい使い方に関する研修資料等の作成など、児童生徒の安全対策に御努力されていることは十分認識しておりますが、児童生徒が適切に携帯電話を利用できるよう、次の事項について、格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 使用者が満18歳未満の場合には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を踏まえ、本人及び保護者に対して、次のことを詳しく説明するよう各販売店に徹底していただきたい。
 - ・携帯電話のインターネット機能は別契約であり、通話機能のみに設定できること。
 - ・通話機能のみに限定しても、同一事業者の携帯電話の場合、家族間のSMS（ショートメッセージサービス）は使用できること。
 - ・やむを得ずインターネット機能の契約をする場合は、フィルタリングを設定することが義務づけられているが、フィルタリングの解除の申し出があった場合は、フィルタリング機能が解除された際の危険性や想定されるトラブルについて説明し、解除しないよう働きかけること。
 - ・フィルタリング機能は完全なものではなく、本人や保護者が気をつけることが重要であること。
- 携帯電話事業者からの講話における最新の情報は、学校にとっても情報モラル教育に有効であることから、学校の求めに応じて、今後とも講師の派遣を行っていただきたい。
- 有害情報から児童生徒を守るため、通話・GPS機能のみの機種種の開発に取り組み、本県の児童生徒に関して、購入の申し込みがあった場合には、安全・安心の面から、通話・GPS機能のみの機種種の販売に限定していただきたい。
- フィルタリングの設定が一見して確認できるような機能を開発していただきたい。